

令和 6 年 1 2 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

■ 令和6年市議会12月定例会における教育関係一般質問の概要について

山科正仁議員	【質問】 武道館における畳の常設化と利用団体間の公平な利用調整について 1. 利用団体から寄せられた要望についての市の認識 2. 畳の常設化における安全性と利便性向上の効果 3. コスト・予算措置の具体策 4. 利用団体の公平な調整に向けた具体策 5. 他自治体での事例と実現可能性 【答弁】 初めに、本市武道館につきましては、限られたスペースのなかで、多くの競技団体が利用できるように、各競技に応じて畳を設置・撤去して、利用いただいております。畳の設置や撤去につきましては、畳を使用する利用者において行っているため、重量物である畳の設置時にケガをする危険性や、設置や撤去に時間がかかることなどから、畳を使用する競技団体から、畳の常設化についてのご要望をいただいております。 ご質問の、武道館の畳を常設化した場合であります、畳設置や撤去時におけるケガの危険性がなくなるとともに、設置や撤去にかかる時間が必要なくなることから、畳使用競技の利用者の利便性が向上すると考えられます。 また、畳の常設化のみに係る経費につきましては、現在使用している畳を常設して使用するため、新たな経費は必要ありません。しかしながら、畳の常設化によって、現在、武道館を使用している剣道や空手などの競技団体が武道館を使用できなくなり、新たな競技場を確保する必要があると考えております。この場合は、既存体育館の改修費や、新たな武道館の建設費など多額の費用負担が生じます。 このように、武道館の畳の常設化に関しましては、武道館を利用できる競技が大きく制限されることから、各競技団体の公共施設利用における公平性確保の面から、利用する競技団体との協議や調整が非常に難しくなると考えております。 他の自治体において、畳を常設している事例では、武道館などの道場が複数設置されていることが多く、現状においては、新たな競技場の確保や施設利用の公平性の観点から、本市武道館の畳の常設化については難しいと考えております。
田中功議員	【質問】 グランドゴルフ人口が年々増加し、新庄市でも3団体100名ほどが活動し大会も盛んに行われています。このような中、新庄市内に大会が出来る会場がないことや、練習会場も少ない状況にあります。エコロジーガーデン内のスペースを利用した整備の考えはないかお伺いいたします。 【答弁】 グラウンド・ゴルフにつきましては、高齢者にとって適度な運動を手軽にできるスポーツとして、本市においては、「新庄市グラウンド・ゴルフ協会」を中心に多数の愛好者がおり、協会主催の大会のほか、市が主催するスポーツ・レクリエーション祭へ参加していただくなど、健康の保持と愛好者同士の交流を深めながら活動されていると認識しております。 このような中、専用のグラウンドがないため、大会の開催や練習会場の確保にも苦慮されていることも承知しております。 今後の新庄市エコロジーガーデンの整備につきましては、第5期エコロジ

	ーガーデン利用計画に基づき、既存施設と道の駅の融合による相乗効果のもと、景観の保全と調和による憩いの場として、整備することとしておりますので、エコロジーガーデン内のスペースに新たなグラウンド・ゴルフの会場を整備する考えはございません。規格化されたコースを必要とせず、運動場や河川敷、公園などにマットとホールポストを設置するだけで自由にコースが設置できることがグラウンド・ゴルフの特徴でありますので、現在も利用いただいている「かむてん公園」や「泉田河川公園」といった場所などで対応いただきたいと考えております。
鈴木法学議員	【質問】「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」について ・令和8年までに完全移行できるのか ・市内中学校及び義務教育学校の部活動の総数は ・移行済みの部活動の数は ・地域クラブを市に登録しHPで情報発信しているが、登録していないクラブの数とその理由は ・移行予定及び移行未定の数とその理由は ・「休日の部活動の地域移行検討委員会」の中で当事者の声をどのように取り入れているか ・平日の部活動も地域移行する方針のようだがその時期は ・国の事業を活用した市の施設や費用負担の補助や支援は行っているか。来年度はどうする予定か ・国以外の財源の活用や市単独で施設、費用負担の補助や支援の考えはあるのか 【答弁】初めに、休日の部活動の地域移行につきましては、「新庄市休日の部活動の地域移行方針」を定め、令和8年度の完全移行を目指し、整備を進めているところです。 現在の進捗状況としましては、中学校及び義務教育学校あわせて5校の部活動において、その8割超が「地域クラブに既に移行済み」または「今年度中に移行を予定」となっており、令和7年度中には、すべての部活動が休日における地域移行が実施できると見込んでおります。 次に、既存の部活動の数につきましては、中学校、義務教育学校あわせて50クラブとなりますが、既に35クラブ、全体の7割が休日の部活動の地域移行が実施されている状況です。 次に、地域クラブの市への登録についてですが、休日については、生徒自らが地域クラブを選んで活動することとなることから、市として地域クラブの情報を発信しております。しかしながら、現在3クラブが市への登録をしていないことから、地域クラブ登録への掲載を行っていない状態であります。 登録していない理由としては、各中学校の部活動単位でクラブ員を構成していることから市内全域から幅広く募集をする必要がないためと伺っております。 次に、まだ移行が進んでいない部活動についてですが、6つの部活動は中学3年生が引退し、新チーム体制になるタイミングにあわせて地域クラブへ移行する予定となっております。また、現在移行が未定である部活動が6つございますが、理由としては、受け皿となる団体がない、指導者がいない、また、学校合同チームとなった場合の保護者会や他校との連絡手段

	などの調整に時間を要するといった内容を伺っております。そのほか、休日には部活動を行わない予定の文化部が3つございます。また、「休日の部活動の地域移行検討委員会」の場において、現在の地域移行の状況や課題などを共有したうえで協議を行っておりますが、体育施設や学校体育館など市全体での利用が増加することも想定されることから、施設の一元管理化や、スクールバス使用についての意見もいただいているところです。 次に、平日の部活動の地域移行につきましては、国の方針のなかで地域の実情に応じて地域移行を進めることとされております。本市では、「休日の部活動の地域移行検討委員会」において、平日についても地域移行を進めるとの方針を示しておりますので、まずは、その環境整備を進めてまいりたいと考えております。 国等の補助の活用についてですが、本市では、国からの支援を受け「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を活用し、統括コーディネーターを配置し、検討委員会の運営や各学校との意見交換、各競技団体との協議、地域クラブの設立補助等を行っております。部活動と地域クラブをつなぐ役割を果たし、移行が確実に進んでおります。 最後に、市の単独事業や費用負担の補助に関しては、現時点では、市単独での補助、助成についての考えはございませんが、国や県の動向を引き続き注視しながら生徒や保護者、学校が円滑に令和8年度の完全移行を迎えられるよう取り組むとともに、地域クラブが持続的に活動できるよう進めてまいります。
辺見孝太議員	【質問】市ではこれまで、キャッチフレーズとロゴマークの制定を行い、各種キックオフイベントの実施やふるさと学習の支援を通じて市民への周知や機運の醸成を行ってきました。 ・新庄開府400年記念事業における市民への周知や機運の醸成の進み具合について ・令和7年度に実施する事業内容について ・新庄雪まつりと連携したPRを考えているか 【答弁】本市では、初代藩主 戸沢政盛公が1625年に新庄城を築城し、領内を開いてから、来年で400年を迎えることから、これまでの歴史や文化、まちづくりを振り返るとともに、郷土への愛着と誇りを高め、次代を担う子どもたちと共に、さらなる発展につなげることを目的に、「新庄開府400年記念事業」を実施するものであります。 新庄開府400年記念事業の 市民への周知や 機運醸成につきましては、今年度の新たな取り組みとして、新庄開府400年記念事業アンバサダーとして3つの団体と4名の個人の方を任命し、現在、様々な広報活動を行っていただいております。また、今年の「新・BS日本のうた」の新庄開催におきましては、新庄出身歌手の林部智史さんから、全国に向けて新庄開府400年記念についてPRしていただいたところでもあります。この他の啓発活動といたしまして、新庄開府400年記念の のぼり旗の市内各所への設置をはじめ、市のホームページや、ゆめりあのデジタルサイネージなども活用してPRに 努めております。また、広報誌では、新庄開府400年記念事業の特集記事を複数回にわたり掲載したほか、記念ポロシャツや缶バッジを製作し、市職員や議員の皆さまにも着用いただきながら周知や機運の醸成を図っているところでもあります。今後は、新庄開府400年のPR用マグネットシートの車両への装飾をはじめ、関係機関や 市内事業

	者とも連携しながら、さらなる新庄開府 400 年記念の認知度向上と機運の醸成を図ってまいります。 次に、新庄開府 400 年の本番となります令和 7 年度の事業につきましては、本市の歴史や文化を再認識し、郷土新庄への愛着と誇りを高められるような内容で企画してまいります。特に、9 月 28 日に実施いたします記念式典におきましては、今年度から取り組んでおります総合アドバイザーの今村翔吾氏のプロデュースによります「ダンスプロジェクト羽州ぼろ鳶組」のダンス披露をはじめ、子ども達による 未来に向けたビジョン宣言など、市民の皆様が 次の 100 年に向けた新庄の未来に夢や希望を創造できるような内容にしていきたいと考えております。そのほか、藩祖政盛公にかかわる自治体による戸沢サミットの開催や、市民が主体となり自ら企画提案する「市民提案事業」の実施のほか、市内小中学生による「ふるさと探究コンテスト」などを計画しております。また、名誉市民であります奥山峰石氏の特別企画展を東京都北区と連携して行うことや、新庄藩の歴史や文化を親子で学ぶ「親子ふるさと歴史探訪」、新庄藩ゆかりの収蔵品などを展示する宝物展なども開催する予定としております。 また、新庄雪まつりと連携した PR についてであります。今後、青年会議所とともに検討してまいりたいと考えております。
山科春美議員	【質問】新庄開府 400 年記念事業について市民の方々から「記念事業はいつ頃、どういった事を行うのか」「ぜひ参加してみたい」といった来年を楽しみにしているという声を数多く聞いています。 ・市民の皆さまへの記念事業についての広報はいつ頃になりますか。 ・記念事業の内容について、市民の方が参加できる事業も実施すべきと思いますが、市の考えを伺います。 【答弁】本市では、初代藩主戸沢政盛公が 1625 年に新庄城を築城し、領内を開いてから、来年で 400 年を迎えます。これを契機に、令和 7 年を「新たなまちづくりのスタート」として掲げ、これまでの歴史や文化、まちづくりを振り返るとともに、郷土への愛着と誇りを高め、次代を担う子どもたちと共に、さらなる発展につなげることを目的に、「新庄開府 400 年記念事業」を実施するものであります。 新庄開府 400 年記念事業の市民への周知につきましては、今年度の新たな取り組みとして、新庄開府 400 年記念事業アンバサダーとして 3 つの団体と 4 名の個人の方を任命し、現在、様々な広報活動を行っていただいております。また、今年の「新・BS 日本のうた」の新庄開催におきましては、新庄出身歌手の林部智史さんから、全国に向けて新庄開府 400 年記念について PR していただいたところであります。この他の啓発活動といたしまして、新庄開府 400 年記念の のぼり旗の市内各所への設置をはじめ、市のホームページや、ゆめりあのデジタルサイネージなども活用して PR に努めております。また、市の広報誌を通して、これまでの取り組みや今年度予定している事業についての特集記事とともに、新庄の貴重な文化財や歴史認識を深めていただく紹介記事を連載してまいりました。このほか、記念ポロシャツや缶バッジを製作し、市職員や議員の皆さまにも着用いただきながら、周知や機運の醸成を図っているところであります。今後は、新庄開府 400 年の PR 用マグネットシートの車両への装飾をはじめ、関係機関や市内事業者とも連携しながら、さらなる新庄開府 400 年 記念の認知度向上と機運の醸成を図ってまいります。

	令和7年度に実施予定の事業につきましては、9月28日における記念式典をはじめ、藩祖政盛公にかかわる自治体による戸沢サミットの開催や、市内小中学生による「ふるさと探究コンテスト」、市内の子ども達による「ダンスプロジェクト羽州ぼろ鳶組」のダンス披露などを考えております。そのほか、名誉市民であります奥山峰石氏の特別企画展を東京都北区と連携して行うことや、新庄藩の歴史や文化を親子で学ぶ「親子ふるさと歴史探訪」、新庄藩ゆかりの収蔵品などを展示する宝物展を開催する予定となっております。 ほかにもまだ検討している事業もございますので、事業内容が決定しだい、広報誌やホームページ、かむてんちゃんねるなど様々なメディアを活用しながら周知活動に努め、市全体の機運の醸成を図ってまいります。 次に、市民の方が参加できる事業の実施についてであります。それぞれの事業に、より多くの方々に関わっていただきたいと考えておりますが、特に、市民が主体となり自ら企画提案をしていただく「市民提案事業」の実施や、新庄藩ゆかりの収蔵品の展示品については、一般募集を予定しているところであります。 新庄開府400年記念事業につきましては、関係機関と連携しながら、市民の方はもちろんのこと、市外など多くの方々に参加していただけるよう、効果的な事業の実施と周知に努めてまいります。
佐藤悦子議員	【質問1】・学校教育において、子どものデジタル利用時間が多いほど、学力が下がる。デジタル利用は1日1時間以内の子どもの学力が高い。読み書き計算、考える力をつけるには、アナログ教育の方が効果があると言われている。子どもの脳の発育を阻害するデジタルツールの安易な利用はやめるべきではないか。 ・教員の使用するパソコンが古いままで、立ち上がりが遅く、仕事しづらいという現場の声があったがどう見ているか。 【答弁】はじめに、子どものデジタル機器の利用時間についてのご質問にお答えします。国のGIGAスクール構想では、ICT環境を整備し、子どもたち一人ひとりが力を最大限に伸ばす個別最適な学びの実現を目指しており、学習指導要領でも「情報活用能力」の育成が示され、現在、市内の学校では、従来の学習をより効果的に行うために、授業や家庭学習の中で、効果的にタブレット等のICT機器を活用しております。発達段階や場面に応じた学習様式を選択しながら、児童生徒の資質・能力育成に向けて取り組んでいるところです。一方で、SNSなどの過度な利用によって、生活リズムが崩れ、学習に影響が出ていると考えられる児童生徒が増えてきていることも認識しております。SNSの利用については、学校教育だけではなく、家庭や地域での指導も大切だと考えておりますので、保護者や地域の方が参加する会議の中でも話題にしているところです。 次に、教職員の使用するパソコンには、一部に型の古いものがある状況がありますが、今後、パソコンやタブレットの更新を行っていく予定でありますので、スムーズな端末の交換や配置ができるように準備を進めてまいります。

	【質問２】・教職員を増やして、教員一人当たりの授業時間数を小学校は週２０時間以下、中学校は１５時間以下にできるようにして、授業の準備ができるゆとりのある学校にすべきではないか。 ・産休、育休、病休などを保障する教員を、市として１０人程度確保して採用して、補充できる体制が必要ではないか。 【答弁】現在、市内の学校の教員につきましては、法の基準に基づいた教員数を配置しておりますが、小学校では、担任外の教員が特定の教科を受け持つことで担任の空き時間を確保する工夫をしたり、中学校では、時間割の作成の仕方を工夫し、教員が授業の準備などにあてる時間を確保する方策を講じているところです。今後も、各校においてこのような工夫を進めながら、生徒に向き合う時間や授業の準備ができるように取り組んでまいります。 次に、長期休暇を取得する教員の補充についてのご質問であります。本市におきましては、現在、代替の教員については必要な配置ができています。また、市として、代替教員を常時確保しておくことは人材確保の面から困難であると考えております。教員の確保については、今後も県教育委員会と連絡を密にしながら進めてまいります。
高橋富美子議員	【質問】全国の小中学校や高校などで２０２３年度に認知されたいじめは７３万２５６８件にのぼり、過去最多を更新した。いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」は１３０６件で、前年度に比べて４割以上増加している。との新聞報道がありました。本市においてのいじめ対策の強化について伺います。 ①本市におけるいじめの認知件数とその対応について ②１人１台端末を活用した「心の健康観察」の導入推進に取り組むべきと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。 【答弁】はじめに、本市におけるいじめの認知件数と対応についてであります。令和５年度の認知件数は、小中義務教育学校合わせて３１４件となっており、令和４年度の認知件数から増加しております。認知件数が増加した理由としましては、いじめの定義について各学校が再確認し、今まで見逃しがちだった小さな事案も「いじめ」として積極的に認知したことによるものと考えております。そしてこれらに対して適切な対応を行ったことで、いじめの解消率は、昨年度末の時点で約８６％となっており、早期発見・早期対応の効果だと捉えております。 いじめ防止対策として、各学校において、発達段階に応じた具体的な指導や、学校での子どもの居場所づくりの促進を行うことにより「いじめの未然防止」について進めているとともに、スクールカウンセラーを配置することで、市内すべての学校において、様々な児童生徒の悩みに対して相談活動ができるようにしております。さらに、教育委員会において、本年６月からオンライン悩み相談の運用を開始して、多様なかたちで相談できるよう努めているところであります。 今後も、このような取り組みのほか、関係機関や専門家の方々からのご意見をいただきながら、いじめ防止に取り組んでまいります。 次に、１人１台端末を活用した『心の健康観察』の導入についてお答えします。今年度、県の委託を受けて「１人１台端末等を活用した『心の健康観察』の導入に向けた調査研究」を升形小学校、本合海小学校、日新中学校、八向中学校の４校をモデル校として実施を予定しております。この

	『心の健康観察』の効果を検証したうえで、市内全校への導入について検討してまいります。
--	--

議案第 5 4 号

条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規程により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規程により報告し、その承認を求める。

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例（昭和 5 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

11,340 円	15,130 円	16,640 円	39,340 円
14,750 円	19,670 円	21,630 円	51,140 円
3,400 円	4,530 円	4,980 円	11,780 円
4,420 円	5,890 円	6,480 円	15,320 円
4,270 円	5,700 円	6,270 円	14,820 円
5,550 円	7,410 円	8,150 円	19,260 円
1,580 円	2,110 円	2,320 円	5,500 円
1,250 円	1,660 円	1,830 円	4,330 円
1,250 円	1,660 円	1,830 円	4,330 円
1,840 円	2,450 円	2,700 円	6,390 円
1,500 円	2,010 円	2,210 円	5,220 円
410 円	550 円	610 円	1,440 円
410 円	550 円	610 円	1,440 円
240 円	320 円	350 円	830 円

」を

「

12,480 円	16,640 円	18,300 円	43,270 円
16,220 円	21,630 円	23,790 円	56,250 円
3,730 円	4,980 円	5,480 円	12,950 円
4,850 円	6,470 円	7,120 円	16,840 円
4,550 円	6,070 円	6,680 円	15,780 円
5,920 円	7,890 円	8,680 円	20,520 円
1,420 円	1,890 円	2,080 円	4,930 円
1,150 円	1,530 円	1,690 円	4,000 円
1,150 円	1,530 円	1,690 円	4,000 円
1,650 円	2,200 円	2,420 円	5,730 円
1,650 円	2,210 円	2,430 円	5,740 円
450 円	600 円	660 円	1,570 円
450 円	600 円	660 円	1,570 円
250 円	340 円	370 円	880 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用の許可を受けている施行日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定が適用される場合以外の場合においては、この条例による改正後の新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

臨時代理の理由

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 4 月 1 日に施行するためには令和 6 年 1 2 月議会に上程する必要がある、教育委員会を招集するいとまがないため臨時に代理した。

議案第 5 5 号

条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規程により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規程により報告し、その承認を求める。

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例（平成元年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

7,390 円	9,860 円	10,840 円	25,630 円
3,330 円	4,450 円	4,890 円	11,570 円
360 円	490 円	540 円	1,270 円
360 円	490 円	540 円	1,270 円
2,760 円	3,680 円	4,050 円	9,590 円
2,510 円	3,340 円	3,680 円	8,700 円
1,080 円	1,440 円	1,580 円	3,750 円
560 円	750 円	830 円	1,960 円
830 円	1,110 円	1,220 円	2,890 円
890 円	1,190 円	1,310 円	3,100 円
630 円	850 円	930 円	2,210 円
530 円	710 円	780 円	1,860 円
420 円	560 円	620 円	1,480 円
420 円	560 円	620 円	1,480 円

620 円	830 円	910 円	2,160 円
920 円	1,220 円	1,350 円	3,190 円
920 円	1,220 円	1,350 円	3,190 円
1,500 円	2,010 円	2,210 円	5,220 円
1 時間につき 730 円			
1 時間につき 180 円			
1 時間につき 1,330 円			
1,410 円	1,890 円	2,080 円	4,920 円
700 円	940 円	1,030 円	2,440 円
700 円	940 円	1,030 円	2,440 円
1,220 円	1,630 円	1,790 円	4,240 円
840 円	1,120 円	1,240 円	2,930 円
1,580 円	2,100 円	2,310 円	5,470 円
790 円	1,050 円	1,150 円	2,730 円
200 円	200 円	200 円	—
1,930 円	2,580 円	2,840 円	6,710 円
1,180 円	1,570 円	1,730 円	4,090 円
830 円	1,100 円	1,220 円	2,880 円
980 円	1,310 円	1,440 円	3,420 円

」を

「

7,920 円	10,560 円	11,620 円	27,460 円
3,000 円	4,000 円	4,400 円	10,410 円
390 円	520 円	570 円	1,360 円
390 円	520 円	570 円	1,360 円
3,030 円	4,040 円	4,450 円	10,520 円
2,750 円	3,670 円	4,040 円	9,550 円
1,180 円	1,580 円	1,740 円	4,110 円
500 円	670 円	740 円	1,750 円
740 円	990 円	1,090 円	2,590 円
820 円	1,090 円	1,200 円	2,850 円
600 円	810 円	890 円	2,110 円
580 円	780 円	850 円	2,030 円
390 円	520 円	570 円	1,350 円

390 円	520 円	570 円	1,350 円
680 円	910 円	1,000 円	2,370 円
1,000 円	1,340 円	1,470 円	3,480 円
1,000 円	1,340 円	1,470 円	3,480 円
1,650 円	2,210 円	2,430 円	5,740 円
1 時間につき 650 円			
1 時間につき 190 円			
1 時間につき 1,190 円			
1,550 円	2,070 円	2,280 円	5,400 円
770 円	1,030 円	1,130 円	2,680 円
770 円	1,030 円	1,130 円	2,680 円
1,160 円	1,550 円	1,700 円	4,030 円
800 円	1,070 円	1,170 円	2,780 円
1,720 円	2,300 円	2,540 円	6,000 円
860 円	1,150 円	1,270 円	3,000 円
200 円	200 円	200 円	—
1,830 円	2,450 円	2,690 円	6,370 円
1,120 円	1,490 円	1,640 円	3,880 円
780 円	1,050 円	1,150 円	2,730 円
1,000 円	1,340 円	1,470 円	3,480 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用の許可を受けている施行日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定が適用される場合以外の場合においては、この条例による改正後の新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

臨時代理の理由

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 4 月 1 日に施行するためには令和 6 年 1 2 月議会に上程する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないため臨時に代理した。

議案第 5 6 号

条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規程により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規程により報告し、その承認を求める。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市公民館設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「公民館ホール等」を「公民館施設」に、

「

660 円	880 円	970 円	2,300 円
660 円	880 円	970 円	2,300 円
490 円	660 円	720 円	1,720 円
490 円	660 円	720 円	1,720 円
490 円	660 円	720 円	1,720 円
1 時間につき 390 円			
620 円	830 円	910 円	2,160 円
410 円	540 円	600 円	1,420 円
410 円	540 円	600 円	1,420 円
310 円	410 円	450 円	1,080 円

」を

「

720 円	960 円	1,060 円	2,510 円
720 円	960 円	1,060 円	2,510 円
540 円	720 円	790 円	1,880 円

490 円	660 円	720 円	1,720 円
490 円	660 円	720 円	1,720 円
1 時間につき 350 円			
680 円	910 円	1,000 円	2,370 円
440 円	590 円	650 円	1,540 円
440 円	590 円	650 円	1,540 円
330 円	450 円	490 円	1,170 円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新庄市公民館設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

臨時代理の理由

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 4 月 1 日に施行するためには令和 6 年 12 月議会に上程する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないため臨時に代理した。

議案第 5 7 号

条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規程により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規程により報告し、その承認を求める。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,760 円	3,680 円	4,050 円	9,590 円
610 円	820 円	900 円	2,140 円
610 円	820 円	900 円	2,140 円

」を

「

3,030 円	4,040 円	4,450 円	10,520 円
660 円	880 円	960 円	2,280 円
660 円	880 円	960 円	2,280 円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例別表の

規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

臨時代理の理由

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 4 月 1 日に施行するためには令和 6 年 1 2 月議会に上程する必要がある、教育委員会を招集するいとまがないため臨時に代理した。

議案第 5 8 号

条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規程により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規程により報告し、その承認を求める。

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和 4 6 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（備考を除く。）中「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、

「

420 円	210 円	100 円
1,760 円	880 円	440 円
5,750 円		
10,430 円		
無 料		
910 円		
3,440 円		
15,650 円		
31,330 円		

」を

「

460 円	230 円	110 円
1,930 円	960 円	480 円
5,640 円		

11,290 円	
無料	
1,000 円	
3,780 円	
16,940 円	
33,890 円	

」に改め、同表の備考を次のように

改める。

備考

- 1 「市内の小中学生」とは、市内の小学校又は中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に通学し、若しくは市外の小学校又は中学校に通学し、かつ、市内に居住する児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 2 「市外の小中学生」とは、市内の小中学生以外の児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 3 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。

別表第2中「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「100 円」を「110 円」に、「1,000 円」を「1,100 円」に、「300 円」を「330 円」に、「3,000 円」を「3,300 円」に改める。

別表第3中「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「450 円」を「490 円」に、「900 円」を「990 円」に、「3,110 円」を「3,420 円」に、「100 円」を「110 円」に、「300 円」を「330 円」に、「1,090 円」を「1,190 円」に、「3,280 円」を「3,600 円」に改める。

別表第4中「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「100 円」を「110 円」に、「200 円」を「220 円」に改める。

別表第5の1の表中「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、
「

午前	午後	夜間	全日
9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時 (屋外運動 場は 17 時～ 19 時)	9 時～21 時 (屋外運動 場は 9 時～ 19 時)
無料			

320 円	380 円	390 円	990 円
650 円	770 円	790 円	1,980 円
無 料			
430 円	520 円	650 円	1,370 円
870 円	1,040 円	1,310 円	2,750 円
無 料			
1 時間につき 220 円			
1 時間につき 440 円			
無 料			
200 円	260 円	100 円	520 円
410 円	520 円	200 円	1,040 円

」を

「

使用料（1 時間につき）
9 時～21 時 （屋外運動場は 9 時～19 時）
無 料
90 円
190 円
無 料
150 円
310 円
無 料
240 円
480 円
無 料
50 円
1,040 円

」に改め、

同表の 2 の表中「小学生、中学生」を「小学生及び中学生」に、

「

無 料	無 料
200 円	310 円
830 円	1,030 円

」を
「

無料	340 円
220 円	340 円
910 円	1,130 円

」に改め、同表の備考に次の 2 項を加える。

- 3 「市内の利用者」とは、小学生及び中学生の区分に適用する場合にあつては、市内の小中学生をいい、高校生の区分に適用する場合にあつては、市内の高校に通学し、又は市外の高校に通学し、かつ、市内に居住する高校生（次項において「市内の高校生」という。）をいい、一般の区分に適用する場合にあつては、市内に居住する者をいう。
- 4 「市外の利用者」とは、小学生及び中学生の区分に適用する場合にあつては、市外の小中学生をいい、高校生の区分に適用する場合にあつては、市内の高校生以外の高校生をいい、一般の区分に適用する場合にあつては、市外に居住する者をいう。

別表第 7 中「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「330 円」を「360 円」に、「820 円」を「900 円」に、「160 円」を「170 円」に、「410 円」を「450 円」に、「200 円」に「190 円」に、「510 円」を「450 円」に改める。

別表第 8 中「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「180 円」を「190 円」に、「360 円」を「390 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新庄市体育施設設置及び管理に関する条例別表第 1 から別表第 5 まで並びに別表第 7 及び別表第 8 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

臨時代理の理由

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 4 月 1 日に施行するためには令和 6 年 12 月議会に上程する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないため臨時に代理した。

議案第 59 号

条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

新庄市都市公園条例の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規程により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規程により報告し、その承認を求める。

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例

新庄市都市公園条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 新庄市民プールの部中「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に改め、同表新庄市民球場の部中「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「1,840 円」を「2,020 円」に、「420 円」を「460 円」に、「3,320 円」を「3,650 円」に、「920 円」を「1,010 円」に、「6,670 円」を「7,030 円」に、「20,040 円」を「21,110 円」に、「510 円」を「450 円」に、「250 円」を「220 円」に、「150 円」を「130 円」に、「30 円」を「60 円」に、「190 円」を「200 円」に、「40 円」を「100 円」に改め、同表福田運動広場の部中

「

一般	早朝	5 時～8 時	850 円
	午前	8 時～12 時	1,500 円
	午後	13 時～17 時	1,500 円
	夕方	17 時～19 時	750 円
	夜間	19 時～22 時	1,060 円
高校生	早朝	5 時～8 時	420 円
	午前	8 時～12 時	750 円
	午後	13 時～17 時	750 円
	夕方	17 時～19 時	370 円

	夜間	19 時～22 時	530 円
小学生、中学生			無料

」を

「

一般	1 時間	330 円
高校生及び市外の小中学生		190 円
市内の小中学生		無料

」に改め、同表福田テニスコート

トの部中「高校生」を「高校生及び市外の小中学生」に、「小学生、中学生」を「市内の小中学生」に、「200 円」を「180 円」に、「100 円」を「90 円」に改め、同表の備考中第 3 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 「市内の小中学生」とは、市内の小学校又は中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に通学し、若しくは市外の小学校又は中学校に通学し、かつ、市内に居住する児童及び生徒をいう。

3 「市内の小中学生」とは、市内の小中学生以外の児童及び生徒をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新庄市都市公園条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

臨時代理の理由

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 4 月 1 日に施行するためには令和 6 年 1 2 月議会に上程する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないため臨時に代理した。

議案第 6 0 号

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則

新庄市体育施設等管理使用規則（昭和 5 2 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中、同表を次のように改める。

別表第 3 山屋セミナーハウス冷暖房使用料

「

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
冷房	研修室	520円	620円	520円	1,660円
	多目的ホール	720円	930円	720円	2,380円
暖房	研修室	620円	830円	620円	2,080円
	多目的ホール	930円	1,250円	930円	3,130円
	屋内運動場	角型赤外線暖房機 1台 1時間につき300円			

」を

「

区分		使用料（1時間につき）
		9時～21時
冷房	研修室	150円
	多目的ホール	260円
暖房	研修室	180円
	多目的ホール	340円
	屋内運動場	角型赤外線暖房機 1台につき300円

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第 3 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

体育施設の附属設備の使用料の額を改めるため、必要な改正を行うものである。